

国の「出産・子育て応援交付金」への対応について

資料9-3

各事業の概要・経緯

【とうきょうママパパ応援事業（都・平成27年度開始）】

都内全域で妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の充実に向けた体制整備を推進

- ◆育児パッケージの配布と妊婦全数面接を必須事業とすることで、妊婦面接への誘導を強化（平成27年度～）
- ◆バースデーサポートの実施で、行政と関わる機会が少ない1・2歳前後の家庭の状況把握を強化（令和2年度～）
- ◆産後ケア、産婦健診、家事育児サポーター派遣など、各家庭のニーズに応じた支援を行う区市町村を後押し（令和2年度～）
- ◆国の出産・子育て応援交付金への対応：伴走型相談支援の実施に係る人件費を補助

【東京都出産・子育て応援事業（都・令和3年度開始）】

子供を産み育てる家庭を応援・後押しするため、育児用品等を提供

- ◆出産後10万円を都単独で支援（令和3・4年度）
- ◆国の出産・子育て応援交付金への対応：経済的支援に係る育児用品等の経費を補助
 - 令和4年度：妊娠時5万円（国交付金）と出生後5万円（国交付金）を、出生後10万円（都単独）に追加し、計20万円を支援
 - 令和5年度：妊娠時5万円（国交付金）と出生後10万円（国交付金5万円+都単独5万円※）の、計15万円を支援
 - ※都単独支援が10万円から5万円に減少した分は、バースデーサポートの拡充に活用（1万円⇒6万円）

【出産・子育て応援交付金】 （国・令和4年度開始）

面接・家庭訪問等の伴走型相談支援と10万円の経済的支援を一体的に実施し、切れ目ない支援を一層充実

妊娠届

妊娠 期

出生届

出 産 後

乳 児 期

幼 児 期 以 降

合計22万円相当の経済的支援（妊娠時6万円、出産後10万円、1歳・2歳前後6万円）

育児パッケージ **1万円**
妊娠時
都1万円

東京都出産・子育て応援事業 **15万円**
妊娠時
国5万
出産後
都5万+国5万

バースデーサポート **6万円**
1歳・2歳前後
都6万円

伴走型相談支援

産前・産後サポート・産後ケア・産婦健康診査・家事育児サポーター派遣等の支援を実施する区市町村への財政支援

【凡例】 : とうきょうママパパ応援事業

: 東京都出産・子育て応援事業

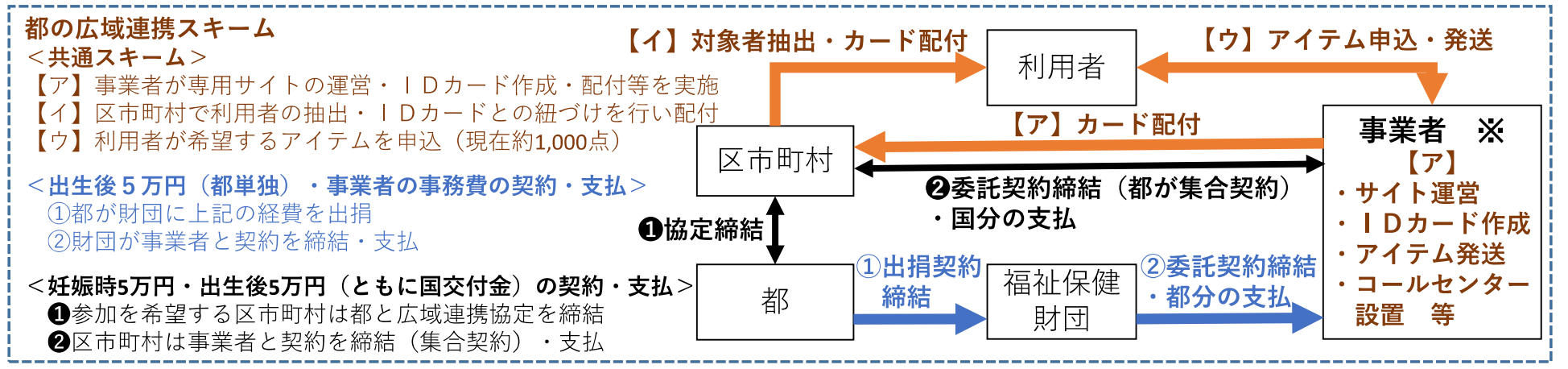
東京都出産・子育て応援事業について【R6予算額：8,664百万円】

事業目的

○新型コロナウイルス感染症の影響の長期化や物価高騰など、子供と子育て家庭を取り巻く環境が厳しさを増している中において、子供を産み育てる家庭を応援・後押しするために、妊娠届出や出生届出を行った妊産婦等に対し、育児用品や子育て支援サービス等を提供するとともに、とうきょうママパパ応援事業と連動し、伴走型相談支援と経済的支援とを一体的に実施することにより、妊婦や子育て家庭への切れ目ない支援体制の整備を推進する。

事業概要

- 対象 国の「出産・子育て応援給付金」の支給対象となる妊婦及び児童の養育者
- 支援内容 15万円分（妊娠時5万円(国交付金)・出生後10万円(都単独5万円+国交付金5万円))の育児用品や子育て支援サービス等を提供
- 事業期間 令和3～6年度
- 事業体制 下記「都の広域連携スキーム」のとおり（国交付金10万円分の経費は国・都から区市町村へ補助※）
※国と都の合計で5/6。令和5年度中に都の広域連携スキームへ参加し、バースデーサポートを開始する区市町村は10/10



令和6年度変更点

- とうきょうママパパ応援事業の育児パッケージについて、希望する区市町村が本事業の広域連携スキームの利用を可能とする**
※引き続き区市町村独自で実施する場合も、とうきょうママパパ応援事業や東京都出産・子育て応援事業の補助要件に影響なし
- 区市町村に対し、未登録者に対する定期的な登録勧奨に係る事務費（印刷・郵送費等）を都独自に継ぎ足し補助**
※基準額：1,100円×対象件数、補助率：10/10